令和６年度第２回田川市中小企業融資制度審議会

日時：令和６年１０月２８日(月)１４時～

場所：田川市役所４階 第２委員会室

＜　次第　＞

１　開会

２　会長あいさつ

３　議題

⑴　田川市中小企業融資制度の今後の方向性について　【資料４】

⑵　その他

４　閉会

（資料一覧）

【資料１】令和５年度田川市中小企業融資制度審議会委員名簿

【資料２】田川市中小企業融資制度審議会条例

【資料３】諮問書（写）

【資料４】事務局説明資料

【資料５】田川市中小企業融資制度要綱

【資料６】田川市中小企業融資制度のしおり

令和6年度　田川市中小企業融資制度審議会委員名簿

No.	分類	氏名	団体名・役職名
1	金融機関代表	豊田（トヨダ）　明彦（アキヒコ）	㈱福岡銀行伊田支店　支店長 （任期R6.4.1～R7.3.31）
2		中溝（ナカミゾ）　康司（ヤスシ）	㈱西日本シティ銀行田川支店　支店長 （任期R5.5.2～R7.3.31）
3		石松（イシマツ）　哲也（テツヤ）	㈱福岡中央銀行田川支店　支店長 （任期R5.10.2～R7.3.31）
4		大串（オオグシ）　剛士（ツヨシ）	田川信用金庫本店　本店長 （任期R6.4.1～R7.3.31）
5	中小企業代表	江頭（エガシラ）　賢助（ケンスケ）	伊田商店街振興組合　代表理事 （任期R5.5.2～R7.3.31）
6		中寺（ナカデラ）　貫次郎（カンジロウ）	後藤寺商店街振興組合　理事 （任期R5.5.2～R7.3.31）
7		大井（オオイ）　俊尚（トシナオ）	田川民主商工会　会長 （任期R5.5.2～R7.3.31）
8		今村（イマムラ）　千恵子（チエコ）	田川市女性人材バンク（後藤寺商店街　今村茶舗） （任期R5.5.2～R7.3.31）
9	学識経験者	山﨑（ヤマサキ）　修一（シュウイチ）	田川商工会議所　専務理事 （任期R5.5.2～R7.3.31）
10		河端（カワバタ）　太（フトシ）	田川市　会計管理者 （任期R5.8.1～R7.3.31）

【資料２】

○田川市中小企業融資制度審議会条例

昭和47年4月1日
条例第9号

（目的）
第1条　この条例は、田川市中小企業融資制度審議会の設置、所掌事務、組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（設置）
第2条　中小企業に対する融資の円滑な運営を図るため、この融資制度に関し、審議する機関として田川市中小企業融資制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第3条　審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業融資制度及びその運営について審議する。
（組織）
第4条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。
2　委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。
(1)　取扱金融機関代表者
(2)　中小企業代表者
(3)　学識経験者
（平成31条例6・一部改正）
（会長）
第5条　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3　会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。
（任期）
第6条　委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会議）
第7条　審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。
2　審議会の議長には、会長があたる。
3　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
（委任）
第8条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
（平成23条例12・旧第9条繰上）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年2月14日条例第1号）抄

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年7月12日条例第13号）抄

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年4月1日条例第19号）抄

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成3年12月12日条例第25号）抄

（施行期日）
1　この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附　則（平成8年7月5日条例第4号）抄

（施行期日）
1　この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附　則(平成16年3月30日条例第15号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成17年3月31日条例第9号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月30日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年7月13日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成23年7月13日条例第12号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附　則(平成31年3月15日条例第6号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の田川市中小企業融資制度審議会条例の改定は、この条例の施行日以降新たに委員に委嘱する者から適用し、同日前までに委員に委嘱した者については、なお従前の例による。

写

田産企第２９８号
令和６年１０月４日

田川市中小企業融資制度審議会会長　殿

田川市長　村　上　卓　哉

諮問書

田川市中小企業融資制度審議会条例（昭和４７年４月１日条例第９号）第３条により、次に掲げる事項について諮問いたします。

諮問事項

田川市中小企業融資制度の利用促進について

諮問理由

本市中小企業者が利用できる公的融資制度として、田川市中小企業融資制度をはじめ、福岡県中小企業融資制度などさまざまな融資制度がありますが、ここ数年、本市融資制度は他の融資制度に比べ利用者が非常に少なく、低調な利用状況が続いています。

このことから、他の融資制度よりも魅力的な制度とすることで利用推進を図るべく、その方策について審議をお願いし、答申を賜りたく諮問いたします。

令和6年度
第2回田川市中小企業融資制度審議会

事務局説明資料

令和6年10月28日

田川市産業振興課

福岡県 田川市
TAGAWA CITY

田川市の融資制度の概要

● 融資の種類と条件

区 分	事業資金 （責任共有制度の対象）	小口零細企業資金 （責任共有制度の対象外）
使 途	事業に必要な資金 材料仕入れ、給料、借換、増改築、機械購入、支店開店、その他	運転資金、設備資金
融資額	2，000万円以内	2，000万円以内
融資期間	10年以内（2年間据置可能） ※据置期間は、利息のみ返済	10年以内（2年間据置可能） ※据置期間は、利息のみ返済
利 率	年1．40%	年1．40%
担 保	必要に応じて徴す。	原則として不要
保証人	原則として、法人は代表者、個人は不要。	原則として、法人は代表者、個人は不要。
保証料※	年0.45%～1.63%	年0.50%～1.93%

※保証料については、有担保保証及び中小企業会計基準を適用している場合は、それぞれ0.10%ずつ割引があります。

● 本市を含めた信用保証制度の仕組み

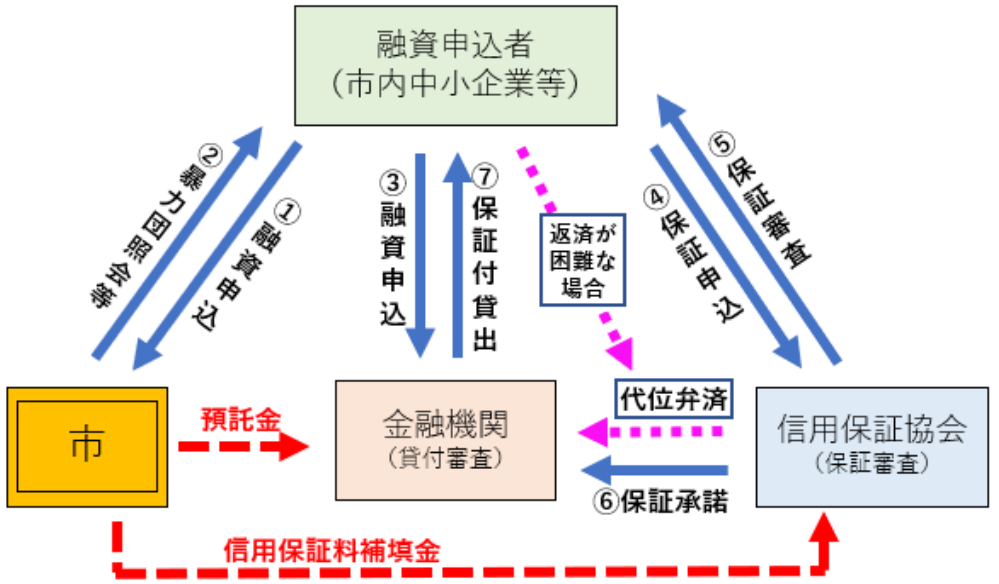

● 預託金とは？

年度当初に各金融機関へ資金を預託し、年度末にその資金の同額を回収することで、遺失した利子収入額分だけ補助する効果が生じる。

● 信用保証料補填金とは？

信用保証協会との契約により、市融資制度における信用保証料の引下げに伴う損失部分を市が補填する制度

融資制度の選択肢

田川市中小企業融資の内容や条件を比較すると、

福岡県中小企業融資の
「長期経営安定資金」
「小規模事業者振興資金」

が同じカテゴリーに入りやすい

田川市内事業者

自治体制度融資

- 田川市中小企業融資
- 福岡県中小企業融資

その他融資制度

- 金融機関融資
- 福岡県信用保証協会保証
- 政府系金融機関融資
- その他融資

田川市中小企業融資を
選んでもらうには、

**福岡県中小企業融資より
魅力的なポイントが必要**

田川市の融資制度の利用状況

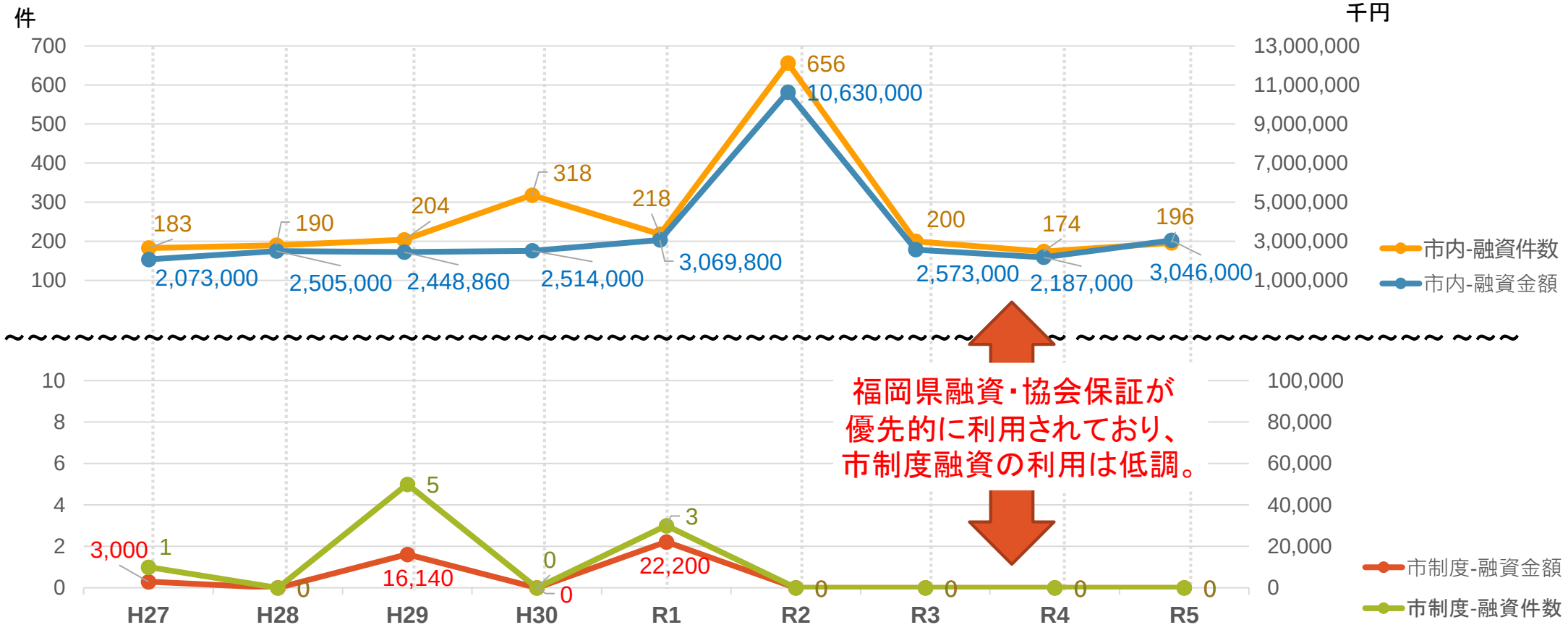

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市融資制度の利用状況	融資件数	件	1	0	5	0	3	0	0	0	0
	融資額	千円	3,000	0	16,140	0	22,200	0	0	0	0
市内融資件数	融資件数	件	183	190	204	318	218	656	200	174	196
	融資額	千円	2,073,000	2,505,000	2,448,860	2,514,000	3,069,800	10,630,000	2,573,000	2,187,000	3,046,000

利用率低調の要因分析

他自治体との比較①（受付フロー）

自治体受付（1自治体）	金融機関受付（6自治体）
田川市	
5 steps	4 steps
① 申請（自治体）	受付 ①
② 受付	
③ 保証申込	②
④ 保証承諾	③
⑤ 融資実行	④

メリット

(1) 他の融資と比較検討してもらえる可能性がアップ

(2) 窓口のワンストップ化で融資実行までのスピードがアップ

※福岡県で保証協会を活用した中小企業融資制度がある９自治体で金融機関受付の可否を集計（福岡県を除く）

利用率低調の要因分析

他自治体との比較②（融資利率）

令和5年度に融資申込実績のある
自治体との融資制度（概要抜粋）の比較

※保証協会活用融資データのみ引用

小口零細企業資金	資金名	融資金額	融資期間	据置期間	融資利率	保証料率	申込窓口	融資件数
福岡県	小規模事業者振興資金	運転 5,000万円 設備 8,000万円	10年以内	2年以内	1.4%	0.45%～1.62%	金融機関 商工会議所	274件
柳川市	小口零細企業資金	2,000万円	10年以内	1年以内	1.3%	0.50%～2.20%（30万円まで補給あり）	金融機関	66件
田川市	小口零細企業資金	2,000万円	10年以内	2年以内	1.4%	0.50%～1.93%（保証料補給 最大0.27%適用時）	市	0件

福岡県融資（小口1.4%）よりも利率が低い方が融資件数は多い
柳川市小口1.3%（県比▲0.1%）＝66件　、　田川市小口1.4%（県比±0.0%）＝0件

審議内容

① 金融機関での受付が可能

⇒金融機関での受付に変更

利用者にとって比較検討対象となる

② 県融資より融資利率が低い

⇒融資利率の引き下げ

① 金融機関での受付に変更

● 課題等

課題	解決策
融資決定・貸出までに時間を要しているため、利用が少ない。	自治体受付から金融機関受付に変更することにより、融資決定までの時間を短縮できる。
暴力団関係の市への受付報告（金融機関事務負担の増加）	暴力団照会を金融機関に委ねる。 （本市への報告等不要）

● 変更後の受付事務の流れ

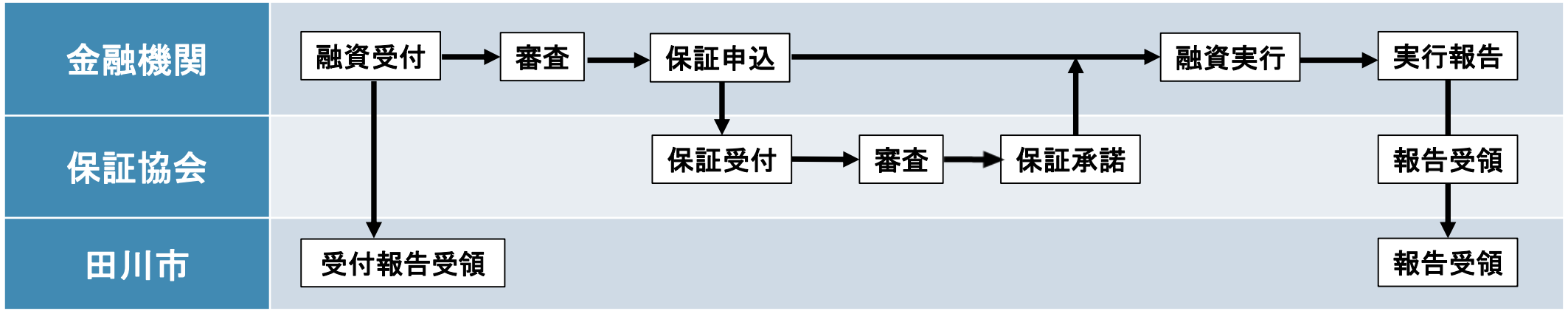

※申込書類は金融機関の事務負担が増加しないよう調整

② 融資利率の引き下げ

● 前回審査会での意見等

意見等
事業者側からすると、少しでも融資利率が低ければ魅力的に感じると思う。
事業者の立場としても、利率の引き下げはありがたいが、金融機関の了承に尽きると思う。

● 引下げ率

1.4% ► **1.3%** （さらに！） ► **1.2%**

他制度融資の融資利率と利用状況を参考に、引下げ率を設定
（柳川市制度融資を参考）

市が利子補給をすることで、
さらに融資利率を引き下げ
（１年間）

田川市中小企業融資制度要綱

昭和４７年４月１日

告示第３２号

（目的）

第１条　この告示は、市内中小企業の事業に必要な資金を融資することにより、その近代化と経営基盤の確立を促進し、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。

（平成２０告示３６・一部改正）

（用語の定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号)第２条第１項各号に掲げる中小企業者をいう。

⑵　小規模企業者　中小企業信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者をいう。

⑶　保証協会　信用保証協会法（昭和２８年法律第１９６号)に基づき、設立された福岡県信用保証協会をいう。

⑷　金融機関　この融資制度を取り扱うため市長が指定した金融機関をいう。

（平成１０告示６０・平成２０告示３６・一部改正）

（預託及び融資資金）

第３条　市長は、この融資制度を実施するため一定の金額を金融機関に預託する。

２　金融機関は、前項の預託金に同額以上の自己資金を加えた金額を融資資金として融資を行うものとする。

（平成２０告示３６・一部改正）

（金融機関の義務等）

第４条　この融資制度における融資後の一切の責任は、すべて金融機関が負うものとする。

２　金融機関は、融資資金の取扱いについては、他の一般業務との区別を明確にするものとし、毎月末日現在における運用状況を翌月１０日までに市長に報告

しなければならない。

（融資の種類）

第５条　この告示に定める融資の種類は、次のとおりとする。

⑴　事業資金融資

⑵　小口零細企業資金融資

（昭和５２告示７８・平成２０告示３６・平成２１告示１２３・一部改正）

（融資対象業種）

第６条　前条各号に定める融資の対象となる業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条第１項に定める業種とする。

（平成２０告示３６・一部改正）

（融資の対象、条件及び資金の使途）

第７条　第５条各号に定める融資の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　事業資金　市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営み、市税を滞納していない中小企業者とする。

⑵　小口零細企業資金　市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営み、市税を滞納していない小規模企業者とする。

２　融資の条件及び資金の使途は、別表第１のとおりとする。

（平成６告示８・全改、平成１０告示６０・平成１８告示９８・平成２０告示３６・平成２１告示１２３・平成２８告示５２・平成３０告示２８・一部改正）

３　次の各号に該当する者は、融資の対象としないものとする。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員。

⑶　暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者。

（融資の手続等）

第８条　融資を受けようとするものは、別に定める中小企業融資金借入申込書に別表第２に規定する書類を添えて市長に申し込むものとする。

２　市長は、前項の申込みがあったときは、書類審査のうえ、直ちに関係書類を

金融機関に送付するものとする。

3　当該金融機関は、関係書類の送付があったときは、直ちに調査等必要な事務を処理するものとする。

（委任）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な細部事項は、別に定める。

（平成２０告示３６・一部改正）

附　則

1　この告示は、昭和４７年４月１日から施行する。

2　次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

⑴　田川市中小企業設備近代化資金制度要綱（昭和３６年１１月１６日告示）

⑵　田川市中小企業特別振興資金融資制度要綱（昭和４１年４月１日告示）

3　この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づき、融資を受けているものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和４７年１１月１日告示第７７号）

1　この要綱は、昭和４７年１１月１日から施行する。

2　この要綱の施行日の前日までに行われた融資に係る利息については、施行日以後最初に到来する利息支払日から改正後の利息を適用する。

附　則（昭和４９年６月１５日告示第６０号）

1　この要綱は、昭和４９年７月１日から施行する。

2　昭和４９年６月３０日以前に融資を受けている者の昭和４９年７月１日以降の元金返済分に係る融資利息は、なお従前の利息を適用する。

附　則（昭和５１年４月１５日告示第３７号）

1　この要綱は、昭和５１年４月３０日から施行する。

附　則（昭和５２年９月１日告示第７１号）

この要綱は、昭和５２年９月１日から施行する。

附　則（昭和５２年１０月１４日告示第７８号）

この要綱は、昭和５２年１０月１４日から施行し、昭和５１年４月３０日から適用する。

附　則（昭和５２年１２月１日告示第９３号）

この要綱は、昭和５２年１２月１日から施行する。

附　則（昭和５３年５月１２日告示第４７号）

この要綱は、昭和５３年５月１２日から施行する。

附　則（昭和５３年１０月１８日告示第９０号）

この要綱は、昭和５３年１０月１８日から施行する。

附　則（昭和５３年１２月２６日告示第１０５号）

この要綱は、昭和５３年１２月２６日から施行する。

附　則（昭和５４年４月１３日告示第２７号）

この要綱は、昭和５４年４月１６日から施行する。

附　則（昭和５５年３月３１日告示第１２号）

この要綱は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則（昭和５７年９月１６日告示第６４号）

この要綱は、昭和５７年９月１６日から施行する。

附　則（平成６年３月１６日告示第８号）

（施行期日等）

１　この告示は、平成６年４月１日から施行する。

２　この告示による改正後の田川市中小企業融資制度要綱は、この告示の施行日以後の資金の融資について適用し、同日前の資金の融資については、なお、従前の例による。

附　則（平成７年７月３日告示第４１号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制度要綱の規定は、施行日以後の資金の融資について適用し、同日前の資金の融資については、なお、従前の例による。

附　則（平成９年７月１日告示第４７号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制度要綱の規定は、施行日以後に申し込まれる資金の融資について適用し、同日前に申し込まれる資金の融資については、なお、従前の例による。

附　則（平成１０年８月３１日告示第６０号）

この告示は、平成１０年９月１日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制

度要綱の規定は、施行日以後の資金の融資について適用し、同日前の資金の融資については、なお従前の例による。

附　則（平成１５年３月１８日告示第１６号）

この告示は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１０月２５日告示第９８号）

この告示は、平成１８年１１月１日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制度要綱の規定は、施行日以後の資金の融資について適用し、同日前の資金の融資については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年３月２７日告示第３６号）

この告示は、平成２０年４月１日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制度要綱の規定は、施行日以後の資金の融資について適用し、同日前の資金の融資については、なお、従前の例による。

附　則（平成２１年１１月６日告示第１２３号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制度要綱の規定は、施行日以後の資金の融資について適用し、同日前の資金の融資については、なお、従前の例による。

附　則（平成２５年１０月１６日告示第１６６号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成２６年５月１日告示第５２号）

この告示は、平成２６年５月１日から施行する。

附　則（平成２７年９月２４日告示第１２９号）

この告示は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年４月１日告示第５２号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申込みのあった資金の融資について適用し、同日前に申込みがあった資金の融資については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年４月１日告示第２８号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行し、改正後の田川市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申込みのあった資金の融資について

適用し、同日前に申込みがあった資金の融資については、なお従前の例による。

別表第１　（第７条関係）

（平成２１告示１２３・全改、平成２８告示５２・平成３０告示２８・一部改正）

区分	融資条件						資金の使途
	融資限度額	融資利息	融資期間	担保、保証人	信用保証	返済方法	
事業資金	1企業1組合につき2,000万円以内とする。	年1.4%以内とする。	120月以内とする。(2年間の据置期間を含む。)	(1)　担保は必要に応じて徴す。 (2)　保証人は原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要とする。	保証協会の保証に付するものとする。	原則として元利均等月賦償還とする。	運転資金及び設備資金とする。
小口零細企業資金	1企業1組合につき2,000万円以内とする。ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円	年1.4%以内とする。	120月以内とする。(2年間の据置期間を含む。)	(1)　担保は原則として、不要とする。 (2)　保証人は原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要とする。	保証協会の保証に付するものとする。	一括又は分割返済とする。	運転資金及び設備資金とする。

	の範囲となる新規の保証に限る。						

備考　「小口零細企業資金」については、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、当分の間、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証を責任共有制度の対象除外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とし、国の全国統一保証制度の対象とする。

別表第２（第８条関係）

（平成２１告示１２３・全改）

融資の種類	添付書類
事業資金	⑴　保証協会所定の書類 ⑵　決算書又は確定申告書の写し ⑶　市税を納付したことを証明できる証書 ⑷　設備の設計図又はカタログ及び設備の見積書(資金の使途に設備資金が含まれる場合のみ) ⑸　その他市長が必要と認めるもの
小口零細企業資金	⑴　保証協会所定の書類 ⑵　決算書又は確定申告書の写し ⑶　市税を納付したことを証明できる証書 ⑷　設備の設計図又はカタログ及び設備の見積書(資金の使途に設備資金が含まれる場合のみ) ⑸　その他市長が必要と認めるもの

田川市中小企業融資制度のしおり

１　融資の種類と条件について

区　分	事業資金 （責任共有制度の対象）	小口零細企業資金 （責任共有制度の対象外）
使　途	事業に必要な資金 材料仕入れ、給料、借換、増改築、機械購入、支店開店、その他	運転資金、設備資金
融資額	２，０００万円以内	２，０００万円以内
融資期間	１０年以内（２年間据置可能）	１０年以内（２年間据置可能）
利　率	年１．４０％	年１．４０％
担　保	必要に応じて徴す。	原則として不要
保証人※１	原則として、法人は代表者、個人は不要。	原則として、法人は代表者、個人は不要。
保証料※２	年 0.45％～1.63％	年 0.50％～1.93％

※１　一定の対象要件を充足すれば、保証料の上乗せ負担等により経営者保証の解除を選択できます。

（参考）本制度の対象要件と保証料率の上乗せの整理表

	直近決算期において債務超過でない	直近決算期において債務超過である
直近２期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	保証料率＋0.25％	保証料率＋0.45％
直近２期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字である	保証料率＋0.45％	（本制度の対象外）

※２　保証料については、有担保保証及び中小企業会計基準を適用している場合は、それぞれ 0.10%ずつ割引があります。

2　融資の申込み資格について

⑴　市内で事業を営んでいる中小企業者及び組合

※　業歴がない場合でも、客観的に事業を行っていることが明らかであれば、融資の対象となる。ただし、新規創業のための資金借り入れを目的とする場合は対象外となる。したがって、新規創業のための資金かどうかを判断するため、次のような確認を行うことがある。（資金用途の確認、帳簿の確認、自己資金等の確認できる書類（預金通帳の写し等）の確認、現地確認、その他（必要に応じ））

⑵　市税を滞納していないこと。

⑶　福岡県信用保証対象業種であること。

⑷　営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること。

⑸　銀行取引停止処分を現に受けていないこと。

⑹　福岡県信用保証協会の保証付借入に対し現に滞納、又はその保証人となっていないこと。

⑺　福岡県信用保証協会の求償権を行使されていないこと。

⑻　その他、融資の申込み要件に該当すること。

⑼　小口零細企業資金については、上記⑴から⑻の要件に加えて、常時使用する従業員が２０人（商業、サービス業は５人）以下の個人・会社等中小企業信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者であること。

3　融資申込から実行までの手続き

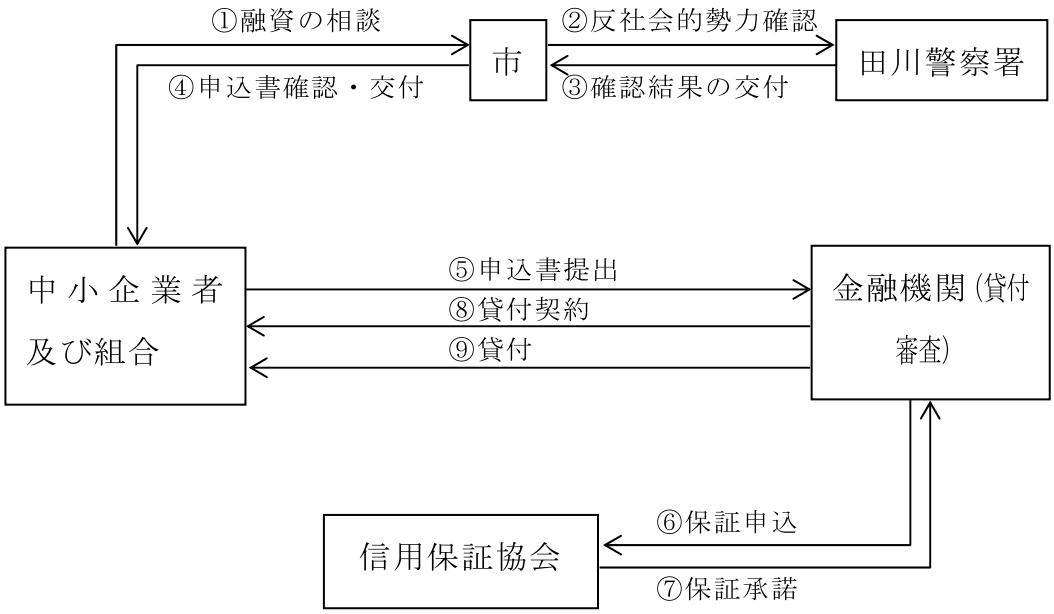

4　申し込みの際の必要書類について

	書類名称	部数
1	田川市中小企業融資借入申込書類 （信用保証協会全国統一申込書式）	１部
2	同意書（個人情報の提供）	１通
3	確約書（反社会的勢力でない表明）	１通
4	滞納のない証明書	１通
5	決算書又は確定申告書の写し（直近２年分）	２通
6	「保証協会団信」加入意思確認書	１通
7	印鑑証明書の写し （H18.11.1 以降に提出したことがある場合は不要。ただし、変更があった場合は必要。最近３か月以内のもの。）	１通
8	履歴事項全部証明書	１通
9	定款の写し	１通
10	設備の配置図又はカタログ及び見積書 （設備資金の場合）	１通
11	許認可証の写し （許認可業種の場合）	１通
12	受注工事明細書 （土木・建設業、測量業、設計業の場合）	１通
13	事業報告書等（ＮＰＯ法人の場合） 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する次の書類 ⑴事業報告書 ⑵計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ⑶年間役員名簿 ⑷社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面	２通
14	その他 （必要に応じ、信用保証協会から提出を求められる書類があります。）	―

※　融資の申し込みには、必ず申込者ご本人がお越しください。

※　１～６は、必ず提出が必要。７～１４は、場合により提出が必要。